

第3章 環境保全対策の現況

1. 自然環境の保全

(1) 村の花、村の木、村の鳥の愛護

何人も村の花ノハナショウブ、村の木イチイ、村の鳥オオセグロカモメ(平成元年6月14日制定)を慈しみ、親しみ、保存に努めます。



村の鳥オオセグロカモメ



村の木イチイ (片崎山)



役場の敷地にもノハナショウブ (村の花)

◎実施状況

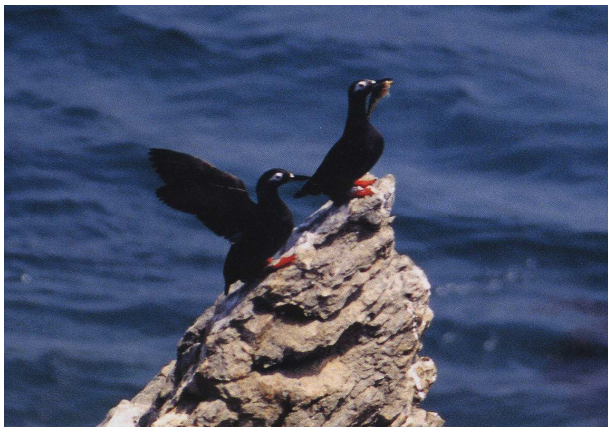
- ・村内のごみ収集箱にイラストを掲載しました。
- ・イチイは、シンボルツリーとして役場庁舎前に植樹、低木は村道石持砂子又線の植栽帯に植樹しました。
- ・ノハナショウブは、「保健福祉エリア」冷水沢川沿いに植栽、野牛川海浜湖沼公園ノハナショウブ園に原発サイト（着工前に）から移植しました。

◎問題点等

- ・イチイやノハナショウブは、過剰な移植や盗掘を防止しなければなりません。

（２）保護生物の指定

良好な自然環境の保全を図るため、必要がある
と認めるときは、村内に生息する動物及び生
育する植物のうち特に貴重な動植物を保護動
物又は保護植物(以下「保護生物」という。)と
して指定します。



希少な野性動物ケイマフリ

（３）植生等保全区域の指定と管理

保護生物の保存に当たり、必要があると認め
るときは、保護生物が集団で生存している区域
を植生等保全区域として指定します。植生等保
全区域に係る土地の所有者は、当該植生等保全
区域に生存する保護生物の健全な保存に努め
ます。



原野を彩るゼンテイカの群生

◎実施状況

- ・ 県の鳥獣保護区指定による規制、有害鳥獣駆除の許可を行っています。
- ・ 国の特別天然記念物「カモシカ」
- ・ 県の天然記念物「寒立馬」
- ・ 村独自の保護生物指定はありません。

◎問題点等

- ・ 県のレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種（EX・A・B）、準絶滅危惧種（C・D）として、ケイマフリやコシジロウミツバメがあり、その生息地は尻屋崎周辺（弁天島）です。
一般人が入り込めないという点では、保護されているものの、ネズミなどの侵入を防止する対策が必要であるとされています。

◎実施状況

- ・ 国定公園尻屋崎として、南限のシコタンキンボウゲなど一部については植生についても規制を行っています。
- ・ 村独自の指定場所はありません。

◎問題点等

- ・ 東通村の特徴でもある湿地には、ノハナショウブ、ゼンテイカなどに見られる湿地植物が豊富にあります。
- ・ 水田等の耕作放棄により、湿地条件が変化している可能性もあり、調査が必要です。

(4) 駆除生物の指定

良好な自然環境の保全を図るため、必要があると認めるときは、良好な生物生態系を著しく損ねるおそれのある動物又は植物(以下「駆除生物」という。)を指定し、その駆除に当たります。



オオハンゴンソウ駆除作業

(5) 眺望地点の指定と整備

東通村らしい風景を眺望できる地点を眺望地点として指定し整備に努めます。



片崎山から望む太平洋・大沼

◎実施状況

- ・村職員によるオオハンゴンソウ駆除を実施しています。
- ・駆除生物としては指定していません。

◎問題点等

- ・オオハンゴンソウ、アメリカオニアザミ、セイヨウタンポポ等、日本在来種を脅かす植物は一樣に生命力が強く、抜本的な駆除は根ごと引き抜くという単純作業となります。
- ・機械掘削等に頼れば土地そのものの生態系を崩すことにもなります。

◎実施状況

- ・村営第二牧場に津軽海峡、野牛沼が見える展望台を整備しています。
- ・片崎山の国有林内を「ふれあいの森」として、山ツツジの保護とあわせ山笹の下刈を実施しています。その結果、太平洋の望める大眺望地点がひらけています。
- ・眺望地点としての指定はありません。

◎問題点等

- ・桑畑山、小田野沢の朝比奈丘陵一帯には、風力発電が林立しています。
- ・桑畑山に至っては、海岸線を一望できる絶景ではあったものの、石灰石の採掘場であること、風力発電があることなどから立ち入ることができません。
- ・片崎山や大森なども風力発電の可能性は否定できず、眺望点としての開発規制が必要な時期に到達しています。

(6) 自然環境保全地域の指定

森林、河川、湖沼及び海岸の区域(これらと一体となって自然環境を形成している区域を含む。)のうち、良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域(以下「保全地域」という。)として指定します。保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。



春の訪れを感じさせるミズバショウの群生



尻屋崎を彩るスカシユリ

◎実施状況

- ・猿ヶ森は県の自然環境保全地域に指定され、ヒバの埋没林などを含んだ区域の開発規制がなされています。
- ・村独自の指定はありません。

◎問題点等

- ・東通村独自の景観を有し、かつ後世に残すべき場所についての候補地として、そのエリアを含めて検討が必要です。

2. 生活環境の保全

(1) 廃棄物の処理

東通村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年東通村条例第19号）に基づき、廃棄物を適正に処理し、生活環境を損ねないように常に配慮します。

(2) 空き缶等の散乱防止

何人も、飲食物を収納していた缶、瓶その他の容器（以下「空き缶等」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他の散乱性の高いごみを、みだりに捨ててはいけません。

容器に収納した飲食物を製造し、又は販売する者は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者に対する啓発並びに空き缶等を回収する容器の設置及び管理に努めます。



東通小中学校合同地域クリーン作戦



尻屋崎クリーンキャンペーン前の海岸

◎実施状況

- ・毎年4月を目処に「村内一斉清掃」を実施しています。
- ・漁協、ライオンズクラブ等がボランティアで清掃奉仕活動を実施しています。
- ・小中学校でゴミ拾い活動を実施しています。
- ・大規模なクリーンキャンペーンを実施しています。

◎問題点等

- ・毎年拾ってもゴミがなくなる焦燥感がありますが、拾い続けることが大事であり、継続的にゴミ拾いが可能となるプログラムが必要です。
- ・個人での収集や処理能力に限界があり、支援体制を強化する必要があります。



尻屋崎クリーンキャンペーン後の海岸

（３）空地の適正管理

空地の所有者、占有者又は管理者は、繁茂した雑草又は投棄された廃棄物により当該空地が良好な生活環境を著しく損なうとき、雑草又は廃棄物の除去、廃棄物の投棄防止措置、その他の必要な措置を講じます。



ゴミを収集したものの、そのまま放置されている

（４）土ぼこりの発生防止

土ぼこりによる生活環境の汚染を防止するため、土地の所有者、占有者又は管理者は、当該土地から土ぼこりを発生させないように努めます。

企業は、土砂、鉱さいその他土ぼこりの発生原因となる物(以下「土砂等」という。)を舗装道路に落とさないよう、車両に付着した土砂等の除去、積載物の飛散又は流出の防止措置その他の必要な措置を講じます。



タイヤに泥が付着したまま走行したもよう

◎実施状況

- ・敷地内放置車両や物品の不法投棄性の確認を行っています。
- ・不法投棄場所の確認と撤去、看板設置を実施しています。

◎問題点等

- ・地域住民の協力と適正管理の基準を設ける必要があります。

◎実施状況

- ・公共工事では土砂流出防止措置・清掃を行っています。
- ・民間事業者についても同様の措置を行っています。

◎問題点等

- ・公道に土砂が流出した場合、完全に撤去しきれない状況が見受けられ、一部地域では慢性化しているところもあります。

(5) 血水流出等の防止

水産物又はその残さを運搬する者は、道路に水産物若しくは残さが落下し、又は血水が流出して発生する悪臭により生活環境を損なわないよう、その落下又は流出の防止について必要な措置を講じます。

(6) 電波障害の防止

工作物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 88 条第 1 項で規定する工作物のうち、当該工作物の高さが 15 メートルを超えるものをいう。以下同じ。)を建築しようとする者は、当該工作物によりテレビ又はラジオの受信に障害を与えるおそれがある場合には、あらかじめ、その影響が予想される地域の受信状況の調査その他の必要な措置を講じます。

工作物の建築によりテレビ又はラジオの受信に障害を生じたとき、当該建築主は、速やかに障害を受けた者と協議して、共同受信設備の設置その他の障害排除に必要な措置を講じます。

(7) 夜間の静穏保持

企業は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において建設工事、その他の営業行為に伴う騒音又は振動をさせないように努めます。

◎実施状況

- ・送電線による電波障害対策を講じています。
- ・風力発電による電波障害対策を講じています。

◎問題点等

- ・工作物設置者がほぼ民間事業者となることから、地域との調整状況や内容の把握が難しい状況です。

（８）花と緑の景観形成

村民及び企業は、その占有する家屋又は事業所の敷地、空き地等（以下「占有敷地」という。）において、良好な景観形成を図るため、花や樹木等の植栽（以下「緑化等」という。）の推進に努めます。

村民及び企業に対し、占有敷地の緑化等に関する協力の要請及び支援をすることができます。

設置又は管理する道路、学校、庁舎その他の公共施設について、村民の良好な生活環境を形成するため、緑化等を推進します。



みんなで力を合わせての植樹



花壇づくりできれいな歩道に

◎実施状況

- ・ 植樹祭を実施しています。
- ・ 公共施設建設時に緑化等を考慮しています。
- ・ 施設周辺及び公園等の緑化に努めています。
- ・ 村道の草刈を実施しています。
- ・ 「美しい東通村をつくる会」により、村道石持砂子又線の植栽柵に花木を植栽しています。
- ・ 小中学校で植栽しています。
- ・ 部落会で国道、県道沿いに植栽しています。
- ・ 個人では花壇、庭などの手入れをしています。

◎問題点等

- ・ 公共的造林事業の皆減により、植樹祭以外に植樹の機会がなく、また、育林や下刈りなどの管理が行き届いていない状況にあります。
- ・ 民有林造林事業においては、樹種が主にスギであり、資産（用材）としての運用を水源涵養目的に転換するための手立てが必要です。
- ・ 部落会ごとにより取り組みが異なるので、奨励するための施策が必要です。

（９）景観樹木等の指定と管理

良好な景観形成を図るため、必要があると認める地域の樹木又は樹木の集団を景観樹木又は景観樹林(以下「景観樹木等」という。)として指定します。

景観樹木等の所有者は、当該景観樹木等の健全な育成及びその保存に努めます。



東通村天然記念物指定千年桂（鹿橋）

◎実施状況

- ・ 鹿橋の千年桂を村天然記念物として指定しています。
- ・ 景観樹木等として特に指定はしていません。

◎問題点等

- ・ 野牛や上田代のイチイ、目名の銀杏、石持のスギ、小田野沢のシナの木等、景観樹木指定候補があるものの、樹種、樹齢や大きさ等の基準が示されていません。

(10) 景観形成地区の指定

次のいずれかに該当する地区のうち、景観の形成を図る必要がある地区を、景観形成地区として指定します。

- ①役場、その他公共施設の周辺等で、村又は、その地域を代表する地区
- ②歴史的意義を有する建造物又は遺跡などが周辺の環境と一体をなしている地区
- ③集落
- ④指定する道路及びその沿道で一体的に整備をしていく地区
- ⑤その他良好な生活環境の保全を図るため、必要と認める地区



岩屋



向野

◎実施状況

- ・景観形成地区として現在、指定されている地区はありません。

◎問題点等

- ・景観形成地区の指定による具体的な効果や期待するものが見えません。
- ・景観形成地区として、村民が率先して取組みに参加できるような仕掛け・仕組みづくりが必要です。

4. 地球環境の保全

(1) 持続可能な循環型社会の形成

① 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

物を大切に使い、ごみを減らすことに努めます。

使える物は、繰り返し使うことに努めます。

ごみを資源として再び利用することに努めます。

② グリーン購入法の推進

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することに努めます。

③ 環境ISO認証の活用

環境ISO認証とは、企業や団体等の組織が事業活動を行う際に、環境への影響を考慮してどうマネジメントしていくかを示す規格のことであり、これにより、環境問題に取り組む管理体制を持ちます。環境法規制を遵守します。環境目的と目標を達成するための仕組みを運用し、絶え間なく改善を続けていきます。

(2) エネルギーの有効活用

エネルギーの有効活用のため、原子力発電所との共生を図ります。その他、風力発電、太陽光発電、バイオマスエネルギーの活用にも自然環境との調和を図り貢献します。

◎ 実施状況

- ・ごみの減量化については、平成10年度と平成19年度を比較すると約1,100 t（減少率30.3%）減少しています。
- ・資源ごみは、回収率が徐々に増加傾向にあります。

◎ 問題点等

- ・ごみの収集量や資源ごみ回収率等は、原発建設時における昼間流入人口の増減で大幅に変動することから数値にとらわれず、地道に3R運動をすることが必要です。

◎ 実施状況

- ・各メーカーがグリーン対応商品を多数開発流通させているため、意識的ではなくても結果、購入している状況です。

◎ 問題点等

- ・平成20年の再生紙古紙配合率偽装問題により、再生紙利用が滞っているので、普及に向けた取り組みが必要です。

◎ 実施状況

- ・東通村では公共団体として認証を受けていません。

◎ 問題点等

- ・財政的負担により、脱退する公共団体が多いようです。（国際認証機構より）

◎ 実施状況

- ・原子力発電、風力発電が営業運転しています。

◎ 問題点等

- ・日照時間や降雪により太陽光、木材ペレット製造プラントなど普及と設備投資が嵩みます。

（３）地球温暖化対策

低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

原子力発電所、風力発電などのクリーンエネルギーを推進します。

省エネルギーなライフスタイルを提案し、ＣＯ２の削減に努めます。

電気自動車、ハイブリッド自動車の普及推進に努めます。

◎実施状況

- ・東北電力(株)東通原子力発電所１号機は営業運転中、東京電力(株)東通原子力発電所１号機は、平成２２年１月着工しました。
- ・風力発電は、現在７２基あります。
- ・政府のエコカー減税、補助金により、ハイブリットカーの普及が進みました。
- ・公用車導入は現在１台です。

◎問題点等

- ・地球規模で考える問題として、個人ができる取り組みには限界があります。集団で行えるような支援、仕組みづくりが必要です。
- ・クリーンなエネルギーに着目しがちですが、生態系や風景に悪影響を及ぼすことを危惧しています。
- ・電気自動車の普及には村内各地に急速充電設備が必要であり、普及と同時に整備が必要です。

（４）生物多様性の保全

村の生物多様性を保全します。生物多様性とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものであり、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性をいいます。自然の開発を避けられない場合などは生物多様性に留意し保全に取り組みます。

◎実施状況

- ・各種開発規制による許認可において、原状回復義務を付記している。
- ・あわび、ホタテ種苗放流などにより資源枯渇対策、ヒラメのサイズ別漁獲調整をしています。
- ・投石事業、漁礁団地造成など、魚の住みやすい環境づくりを行っています。
- ・尻屋研究会でコンブ等磯根資源の調査を行っています。
- ・農業では、低農薬、自然由来の農薬などを使用しています。

◎問題点等

- ・東通村沿岸での大型巻網漁船による操業により、漁業資源の枯渇が危惧されます。
- ・耕作放棄により、里山の風景、生態系の変化が危惧されます。
- ・広葉樹など雑木林の減少により、水源涵養、鳥類などの営巣地、鳥獣のエサ不足が生ずる危険があります。

5. 啓発及び表彰等

(1) 啓発

村民及び事業者の良好な生活環境の保全についての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講じます。

(2) 民間団体等の自発的な活動の促進

村民、事業者又はこれらの者の組織する特定非営利活動法人その他の民間の団体が自発的に行う良好な生活環境の保全に関する活動が促進されるような措置を講じます。

(3) 支援等

実施する活動に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講じます。

(4) 表彰

良好な生活環境の保全に著しく貢献したと認める者を表彰します。景観むらづくりに著しく寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物その他の物件の所有者、設計者、施工者等を表彰します。



環境啓発セミナー



住民参加型ワークショップ



住民参加型ワークショップ